

# E i w a N e w s

自筆証書遺言書保管制度についてご紹介します

令和2年8月  
(No.181)

令和2年7月10日より遺言に関する新しい制度として、「自筆証書遺言書保管制度」が始まりました。この制度により自筆証書遺言が法務局において保管できるようになりました。今回は、この「自筆証書遺言書保管制度」についてご紹介いたします。

## 1. 遺言の意義と方式

遺言とは、自分が死亡したときに相続人等に対して、財産をどのように分配するか等について指定するものです。これにより相続をめぐる争いを事前に防止することができます。

遺言の方式は、主に公正証書遺言と自筆証書遺言があります。公正証書遺言は法律専門家である公証人が2名以上の証人の立ち合いのもと厳格な方式で作成し、自筆証書遺言は遺言者が本文・氏名・日付をすべて自筆で作成します。

## 2. 自筆証書遺言書保管制度の概要

自筆証書遺言書保管制度は、法務局において自筆証書遺言の原本を保管できる制度です。

遺言者の死亡後には、相続人は、全国の法務局において、遺言書が保管されているかどうかを調べることや遺言書の写しの交付を請求することができます。

## 3. メリット

自筆証書遺言は、遺言者自身が遺言書を保管する必要があるため、紛失や改ざんのおそれがありましたが、自筆証書遺言書保管制度を利用すると、遺言書が法務局で保管されるため、そのようなおそれはありません。

また、自筆証書遺言では、遺言者の死亡後に家庭裁判所で相続人の立会いの下、相続人に対し遺言書の存在とその内容を知らせる「検認」と呼ばれる手続が必要なため、相続開始後すぐに預金の引き出し等を行うことができませんでしたが、自筆証書遺言書保管制度を利用した場合、この検認手続が不要となります。

## 4. 手続方法

保管の手続は、必要書類を持参のうえ、遺言者の住所地、本籍地または所有不動産所在地を管轄する法務局（遺言書保管所）にて行います。

保管の手数料は、1通につき3,900円です。

手 続	申請先	遺言者の住所地、本籍地または所有不動産所在地を管轄する法務局
	手数料	1通につき3,900円
	必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺言書</li><li>・申請書（法務省HPからダウンロード、法務局窓口にて取得可能）</li><li>・本籍の記載のある住民票の写し（発行後3か月以内のもの）</li><li>・運転免許証等の本人確認書類</li><li>・手数料3,900円分の収入印紙</li></ul>

## 5. 注意点

自筆証書遺言書保管制度では、法務局において遺言の内容が法令上の要件を満たしているかどうかのチェックや法的アドバイスなどを受けることはできません。法令上の要件を満たしているか不安な場合などは、司法書士や弁護士等の専門家に確認してもらうことをおすすめします。

また、保管の申請をするために管轄の法務局に遺言者本人が出向く必要があり、代理や郵送申請は認められていません。

## 6. 公正証書遺言と自筆証書遺言と自筆証書遺言書保管制度の比較

方式	公正証書遺言	自筆証書遺言	
		通常	自筆証書遺言書保管制度
遺言書の特徴	公証人が2名以上の証人の立ち合いのもと厳格な方式で作成する	遺言者が遺言書の本文・氏名・日付のすべてを自筆して作成する	同左
保管	公証役場において保管	遺言者が保管	法務局において保管
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>公証人の助言を受けることができるため、無効になりくい</li> <li>公証役場において保管するため、紛失や改ざんのおそれがない</li> <li>検認手続が不要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のみでいつでも作成ができる</li> <li>遺言内容を秘密にできる</li> <li>手数料がかからない</li> <li>書きかえが容易にできる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のみでいつでも作成ができる</li> <li>遺言内容を秘密にできる</li> <li>手数料が安い</li> <li>書きかえが容易にできる</li> <li>法務局において遺言書を保管するため、紛失や改ざんのおそれがない</li> <li>検認手続が不要</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>証人が2名以上必要</li> <li>証人に遺言書の内容が知られてしまう</li> <li>手数料が高い</li> <li>公証人との打ち合わせが必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令上の要件を満たしていない場合には無効となる</li> <li>遺言者が保管するため、紛失や改ざんのおそれがある</li> <li>検認手続が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法令上の要件を満たしていない場合には無効となる</li> <li>遺言者本人が法務局に出向く必要がある</li> </ul>

以上、ご不明点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願いたします。